

許認可は「取れたら終わり」ではない、 という話

許認可・認定・コンプライアンス体制という、性質の異なる3つの信頼づくりを整理する



本資料について：本資料は許認可・民間認定・コンプライアンス体制整備に関する一般的な整理であり、個別の許認可申請可否・法令適合性の判断ではありません。※これは一般情報です。最終判断前に必ず該当分野の専門家（行政書士等）へ確認してください。

本資料はC0-LINK自身の支援実績（許認可取得件数・認定発行件数等）を一切含みません（出典を確認できるデータが存在しないため）。官公署へ提出する書類の作成・提出手続に関する記述は、行政書士法の条文に基づく一般的な制度説明であり、個別事案への当てはめではありません。

Key Messages

- 1 許認可は「取得できたら終わり」ではなく、更新・遵守が続く継続的な義務であることが多い。
- 2 官公署に提出する書類の作成・提出手続の代理は行政書士法上の行政書士の業務であり、C0-LINKはその手前の準備支援に徹し、実際の書類作成・提出は有資格の行政書士へ接続する。
- 3 民間認定（C0-LINK自身が発行するものを含む）は、公的な「認定経営革新等支援機関」等とは別の制度であり、両者を混同しない。
- 4 許認可・民間認定・コンプライアンス体制は、法定義務・任意の差別化・内部リスク管理という性質の異なる3つの機能であり、C0-LINKはこれらを一体で整備支援する。

許認可・民間認定・コンプライアンス体制は、性質が異なる3つの機能である

機能	性質	無い場合のリスク
許認可	法定の義務。事業を営むこと自体の前提条件になりうる	無許可営業・更新漏れによる事業停止リスク
民間認定	任意の差別化・信頼の可視化の手段	直接の法的リスクは無いが、対外的な信頼シグナルを持ちにくい
コンプライアンス体制	内部のリスク管理・危機対応の仕組み	トラブル発生時に対応が後手に回るリスク

本資料の立場：許認可の種類・取得件数・認定件数に関する統計は、出典を確認できるデータが存在しないため本資料には使用していない。上記は3機能の性質の一般的な整理である。

出典：01_global_os/DOCS/BUSINESS-DOMAIN-STRUCTURE.md §4「#8 許認可・民間認定支援事業」（本セッションで直接照合）

許認可の取得・更新支援では、行政書士との役割分担がある

行政書士法第一条の三は、行政書士の業務を「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること」と定める。同法第一条の四は、これらの書類の官公署への提出手続の代理・不服申立て手続の代理・契約書類の代理作成・相談への対応も行政書士（一部は研修修了済みの特定行政書士に限る）の業務としている（弁護士法72条の法律事件に関する法律事務を除く）。

① 現状の棚卸し

事業内容に照らして必要になりうる許認可を整理する。

② 準備・要件確認

必要書類・要件を確認し、社内の準備状況を整える。

③ 行政書士への接続

実際の書類作成・提出手続の代理は、有資格の行政書士へ接続する。

→ 官公署提出書類の作成・提出代理は行政書士の業務。CO-LINKは代行しない

④ 更新・遵守の継続管理

取得後も、更新時期・遵守事項を継続的に管理する。

許認可の種類ごとの具体的な要件・更新周期は制度により異なるため、本資料では一般的な構造のみを扱う。

出典：行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の三・第一条の四（e-Gov法令API直接取得・本セッションで確認）

民間認定は、公的な認定制度とは別のものである

C0-LINK自身が独自基準で発行する認定・評価は、公的な「認定経営革新等支援機関」（中小企業等経営強化法に基づく国の認定制度）とは異なる、民間認定である。両者は制度の性質が異なるため、対外表現でも常に区別する。

公的認定（例：経営革新等支援機関）	民間認定（C0-LINK自身が発行するものを含む）
国の法律に基づく認定制度	発行団体が独自に定める基準による認定
認定主体は国・地方公共団体等	認定主体は民間の団体・事業者
認定要件・効果が法令で定められる	認定要件・効果は発行団体が独自に設計する

C0-LINK自身は経営革新等支援機関としての登録を保有しない（代表確認済み）。同制度の活用を希望する場合は、登録を保有する専門家・機関へ接続する。

出典：compliance_memory.md絶対則1（社内の確認済み記録として本セッションで照合）

コンプライアンス規程・カスハラ対応・BCPは、信頼づくりの第3の柱として一体で整備される

整備項目	役割
コンプライアンス規程	社内の行動基準・判断基準を明文化する
相談導線	問題が起きたときに社内外から相談できる経路を整える
カスハラ対応方針	顧客等からの著しい迷惑行為への対応方針をあらかじめ定める
BCP（事業継続計画）	災害・事故等の非常時に事業を継続するための計画を整える

上記はいずれも整備の一般的な項目であり、業種・規模ごとの具体的な整備水準は個別に検討を要する。

出典：01_global_os/DOCS/BUSINESS-DOMAIN-STRUCTURE.md §4「#8」

まずは、現状の棚卸しから

- 1 自社の事業に必要な許認可を洗い出し、取得済み・未取得・更新時期を整理する
- 2 取得済みの許認可について、更新時期と遵守事項を一覧化する
- 3 民間認定を検討する場合、公的制度との違いを確認したうえで目的（差別化・信頼可視化）を明確にする
- 4 コンプライアンス規程・相談導線・カスハラ対応・BCPの整備状況を棚卸しする

まずは、許認可・認定・体制の棚卸しから

「取れているつもり」「整っているつもり」を一度確認しませんか——初回相談（現状の棚卸しのヒアリング）へお繋ぎします。

株式会社CO-LINK info@co-link1618.com

C0-LINKの立ち位置（境界の再確認）

C0-LINKが行うこと	C0-LINKが行わないこと（行政書士の独占業務等）
許認可の要否整理・現状棚卸し・準備支援	官公署に提出する書類の作成・提出手続の代理
民間認定の取得支援	行政書士への紹介料の受領（行政書士職務基本規則で禁止）
C0-LINK自身の民間認定の発行（公的認定との区別を明示）	C0-LINKが公的認定機関であるかのような表示
コンプライアンス規程・相談導線・カスハラ対応・BCPの整備支援	個別の許認可申請可否・法令適合性の最終判断

このレポートについて（Methodology）

C0-LINKに関する事実の出典：許認可・民間認定支援事業（#8）の業務範囲は、社内の確認済み記録（BUSINESS-DOMAIN-STRUCTURE.md §4「#8」）に基づく。本資料作成時に該当箇所を直接照合済み。

行政書士法の出典：第一条の三・第一条の四は、e-Gov法令API（政府公式）から本セッションで直接取得した条文（昭和二十六年法律第四号）に基づく。原文を要約せず条文の趣旨に沿って引用した。

民間認定の区別の出典：C0-LINK自身の認定が公的な経営革新等支援機関とは別物である旨、行政書士への紹介料が行政書士職務基本規則で禁止されている旨は、社内の確認済み記録（compliance_memory.md 絶対則1・6）に基づく。

意図的に含めなかったもの：C0-LINK自身の支援実績（許認可取得件数・認定発行件数等）、業種別の許認可要件の詳細。いずれも出典を確認できるデータが存在しない、または個別事案ごとに異なるため使用していない。

参照した社内資料：既存の`whitepapers\_flyers`素材にこのドメインの素材は存在しなかったため、BUSINESS-DOMAIN-STRUCTURE.md §4「#8」・行政書士法・compliance_memory.mdから直接構成した。あわせて`30\_shared\_assets/LEGAL\_TEMPLATES/README.md`の境界マスターノートに行政書士法セクションを新設した（本資料作成の前提作業）。

付録

用語集

許認可

事業を営むために法令上必要となる、行政機関からの許可・認可・届出等の総称

行政書士

官公署に提出する書類等の作成・提出手続の代理等を業とする国家資格者（行政書士法）

特定行政書士

行政書士のうち、日本行政書士会連合会の定める研修課程を修了し、不服申立て手続の代理を行うことができる者

民間認定

国・地方公共団体等ではなく、民間の団体・事業者が独自の基準で発行する認定

BCP（事業継続計画）

災害・事故等の非常時に、重要業務を継続または早期復旧するための計画

版管理

版	日付	内容
v1.0	2026-09-16	初版発行

※これは一般情報です。本資料は許認可・法令遵守という高リスク領域を扱います。個別の許認可申請・法令適合性の判断については、必ず行政書士等の専門家へご確認ください。許認可の取得・認定を保証するものではありません。

株式会社CO-LINK

© 2026 CO-LINK. ALL RIGHTS RESERVED.

※本資料は一般情報です。個別の許認可申請・法令適合性の判断は専門家にご確認ください。

